

第 9 章 消費税

9-3 消費税の課税対象・事業者選択

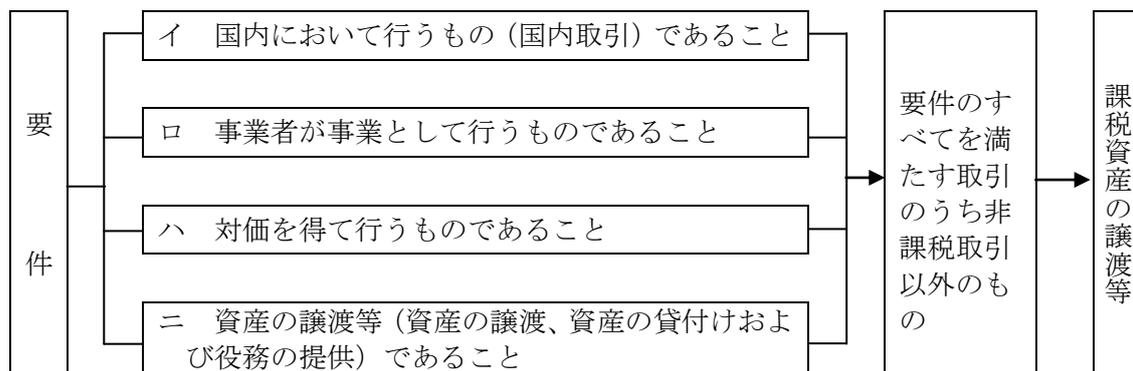
Q 9-3

消費税の課税対象となるもの、課税事業者の選択を教えてください。

A 9-3

消費税は、国内で行われる取引と、保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象にしています。国外で行われる取引は課税対象になりません。

国内において事業者が行う次の課税資産の譲渡等は、消費税の課税の対象となります。



（注）要件のロ、ハおよびニのすべてを満たす取引を「資産の譲渡等」といいます。

免税事業者は、課税事業者を選択する旨の届出書を所轄税務署長に提出することにより課税事業者となることができます。

消費税の納税義務が免除される免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするときは、納税地を所轄する税務署長に「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、その提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、納税義務が免除されないこととなります。

（注）この「消費税課税事業者選択届出書」を提出した課税期間が事業を開始した課税期間である場合等、例えば、新設された法人（合併および分割により新設された法人を含みます。）や事業を営んでいなかった個人が事業を開始した場合には、この届出書を提出した課税期間から納税義務が免除されないこととされています。

課税事業者の選択の特例の適用を受けている事業者が、その特例の適用を受けないことについて、納税地を所轄する税務署長に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出した場合には、その提出した日を含む課税期間の翌課税期間からは提出していた「消費税課税事業者選択届出書」の効力がなくなることとなりますので、その課税期間については、基準期間の課税売上高により課税事業者に該当するか否かを判定する必要があります。

（注）「消費税課税事業者選択不適用届出書」は、事業を廃止した場合を除き、課税事業者の選択によって納税義務者となった初めの課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出することはできません。つまり、課税事業者を選択した事業者は2年間は納税義務者となります。